

産業廃棄物税制度の検討項目について

令和 6 年 5 月 31 日
産 業 廃 棄 物 課

1 税制度の継続の必要性について

(税の目的)

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用の推進等の施策をより一層推進する。

(1) 現状

ア 税導入による県内排出量に関する排出抑制等効果

東日本大震災や景気の動向による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取組の中で、産業廃棄物税のみによる効果を図ることは困難であるが、税を導入した平成 18 年度から東日本大震災前の平成 22 年度まで県内排出量は減少し、その後震災による増減が見られるものの、平成 18 年度よりも低いレベルを維持している。

また、令和元年度以降、令和 5 年度までの 5 カ年に実施した産業廃棄物税充当事業により、産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備支援事業では、6 事業者に対し、汚泥及び廃プラスチック類の処理設備の整備費用を一部補助し、推計で約 931 トンの汚泥などの産業廃棄物が削減されたほか、エコ・リサイクル製品の認定数も 50 件となっている。この他、不法投棄監視員による年間約 3,000 日の監視活動等の不法投棄監視体制の充実などにより、不法投棄件数は少なくとも増加傾向が見られないなど、着実に排出抑制等の実現に向けた取組を進めてきた。

イ 循環型社会形成促進効果

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を推進していくためには、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な施策を組み合わせることにより対応していくことが重要である。

その中で、産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果があると考えられ、その役割は大きい。

ウ 他県との均衡

全国では 27 道府県が平成 14 年以降、順次産業廃棄物税を導入し、東北地方では本県を含む 6 県すべてで導入している。なお、現時点（令和 4 年 9 月）では、それぞれ見直し等を経てすべての 27 道府県が制度を継続している。

(2) 在り方

持続可能な循環型社会を形成していくためには、現在の税制度を引き続き、継続することが適当であると考えているが、その妥当性等について審議会で議論いただきたい。

2 税制度について

(1) 課税方式等

○納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

○徴収方法

「最終処分業者特別徴収方式」

- ・排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収とする。
- ・排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

ア 現状

制度開始後18年が経過し、確実に徴収され、滞納もないなど、制度自体は既に定着しているものとする。

徴収方法については、最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」であり、本県を含む25道府県で採用されている。他の徴収方法としては、排出事業者が申告納付する「事業者申告納付方式」があり、三重県及び滋賀県で採用されている。

イ 在り方

税制度が定着しており、課税方式等の見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式等を継続することが適当であると考えているが、その妥当性等について審議会で議論いただきたい。

(2) 税率

1,000円/トン

ア 現状

制度開始後18年が経過し、制度自体が定着し、また、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではないとする。

令和元年度から令和5年度までの税収額の状況について、令和元年度から令和4年度までは4億8千万円から4億1千万円程度までの減少傾向を示しているが、令和5年度は4億5千万円に増加しており、税充当事業費は、4億2千万円から約5億7千万円程度で推移している。

税収入は基金として積み立てており、令和5年度末の基金残高見込みは約3億7千万円となっている。

基金残高は、引き続き産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の推進のため税充当事業への財政需要があり減少傾向にある。

イ 在り方

産業廃棄物税を導入している全27道府県でトン当たり1,000円であり、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き、現行の税率を継続することが適当であると考え、その妥当性等について審議会で議論いただきたい。

(3) 課税の特例

○自社最終処分の場合

排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に2分の1を乗じたものを課税標準とする。

○特例納付事業者の場合

排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に2分の1を乗じたものを課税標準とする。

ア 自社最終処分の場合

(ア) 現状

多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられた制度である。

この制度の対象となる事業者（特例納付事業者を除く。）は、10事業者（11施設）で令和元年度から令和4年度の納税額は、260万円から127万円程度に減少している。これは税収額全体の約0.3～0.5%を占めている。

(イ) 在り方

在り方については、次の調査結果等を踏まえ審議会で議論いただきたい。

- ・他県の状況
- ・納税額の推移
- ・事業者への聞き取り調査結果 等

イ 特例納付事業者の場合

(ア) 現状

排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられた制度である。

この制度の対象事業者は、4事業者（4施設）で令和元年度から令和4年度の納税額は1億1千万円から1億4千万円程度で推移し、税収額全体の約25～32%を占めている。

(イ) 在り方

在り方については、次の調査結果等を踏まえ審議会で議論いただきたい。

- ・他県の状況
- ・納税額の推移
- ・事業者への聞き取り調査結果 等

表1 税収等の推移(収入額ベース)

(単位:円)

	事業者数	R1	R2	R3	R4	R5
特別徴収義務者	21	334,578,682	325,937,974	280,856,665	291,101,074	275,067,477
自社処分業者(※)	10	2,600,420	1,818,750	1,610,760	1,277,167	737,265
特例納付事業者	4	139,843,309	110,386,822	134,333,048	126,370,042	174,507,412
合計	35	477,022,411	438,143,546	416,800,473	418,748,283	450,312,154

※ 特例納付事業者を除く

(4) その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物(併せ産廃)は課税対象としていない。

ア 現状

一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理していることを確認している市町村等は次のとおりである。

- ・福島市(資源化等施設)
- ・郡山市(ごみ焼却施設)
- ・会津若松地方広域市町村圏整備組合(粗大ごみ処理施設、最終処分場)

イ 在り方

併せ産廃の受入自治体において、廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等のために大幅な負担の増加が見込まれること(課税コスト)、焼却や破碎処理後の最終処分量の把握が困難であること(課税手法)を踏まえて、引き続き、現状維持とすることが適当であると考えているが、その妥当性等について審議会で議論いただきたい。

3 税の使途について

(1) 現状

産業廃棄物税の充当事業は、前回（令和2年度）、答申いただいた使途の中で産業廃棄物税の目的に適合した事業を選定している。

また、県ホームページへの掲載を行い、排出事業者や産業廃棄物処理業者及び県民に対して事業内容等を公開している。

(充当方針)

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化の取組への支援
- リサイクル(物質循環)の推進
 - ・リサイクルの取組への支援
 - ・廃プラスチック類の再生利用等の推進
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・事業者に対する適正処理の啓発
 - ・不法投棄未然防止対策の推進
 - ・産業廃棄物処理業者情報の公開
 - ・電子マニフェスト導入の推進
- 産業廃棄物処理業の振興
 - ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・処理技術向上に向けた人材の育成
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用施設整備への支援
 - ・処理施設に対する地域住民の安全・安心の確保
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・環境教育、学習の振興（産業廃棄物処理施設の活用等）
 - ・産業廃棄物、税制度に関する県民理解の促進（広報、普及啓発）
- その他産廃税の目的に適合する事業

(2) 在り方

産業廃棄物税の目的に適合した事業を充当方針に基づき選定していることから、現在の充当方針を引き続き、継続することが適当であると考えているが、その妥当性等について審議会でも議論いただきたい。